

平成 30 年度における電気事業法第 107 条の規定に基づく

立入検査の結果について（東北管内）

立入検査は、電気事業法第 107 条第 2 項又は第 3 項の規定により、事業用電気工作物を設置する者の事業場において自主保安体制が十分機能しているか否かなどを確認し、また、必要に応じ改善等、促すことによって、電気事業法の目的である公共の安全の確保を図ることを目的として実施している。

本年度に実施した設備別の立入検査件数及び主な指摘事項は次のとおり。

凡例：

法：電気事業法、電技解釈：電気設備の技術基準の解釈
火技省令：発電用火力設備に関する技術基準を定める省令
報告規則：電気関係報告規則

【火力発電設備】 立入検査実施件数 6 件

○ 保安規程に違反する指摘（1 事業場）

主 な 指 摘 事 項
・保安規程に基づく巡視、点検及び測定に係る記録が一部されていない。

○ 保安規程を変更する必要がある指摘（2 事業場）

主 な 指 摘 事 項	根拠条文等
・保安業務の組織体制が、現状と相違している。 ・保安規程に定める「巡視・点検・測定並びに手入れ基準」に電気事業法の適用を受けない設備が記載されているので整理すること。	

○ 電気事業法等関係法令に係る手続き不備等に対する指摘（2 事業場）

主 な 指 摘 事 項	根拠条文等
・事業用電気工作物地位承継届出の添付書類の記載内容があやまっている。 ・休止しているばい煙施設（ディーゼル機関）の煙突が腐朽し、届け出たものと異なっているので再使用にあたっては原状回復すること。	

以下の件については指摘なし

- 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘
- 電気設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘

【水力発電設備】 立入検査実施件数 5件

- 保安規程に違反する指摘（2事業場）

主 な 指 摘 事 項
<ul style="list-style-type: none">・ 保安規程に基づく主任技術者の代務者が指定されていない。・ 保安規程に基づく巡視、点検及び測定が規定に基づき実施されていない。・ 保安規程に基づく遮断器等の機器の運転及び操作順序、方法等について定められていない。・ 保安規程に定める主要電気機器設備台帳が作成されていない。・ 保安規程に定める教育年度計画及び保安に関する訓練の計画が作成されていない。・ 保安規程において、発電所を相当期間停止する場合の保全方法に関して細則を定めると規定しているが、細則を定めていない。

- 保安規程を変更する必要がある指摘（2事業場）

主 な 指 摘 事 項	根拠条文等
<ul style="list-style-type: none">・ 保安規程に基づく保安業務組織における組織名称及び主任技術者の配置状況が、現状に合っていない。・ 保安規程に定める「巡視・点検・測定並びに手入れ基準」が現状に合っていない。	

以下の件については指摘なし

- 電気事業法等関係法令に係る手続き不備等に対する指摘
- 発電用水力設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘
- 電気設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘

【風力発電設備】 立入検査実施件数 2件

指摘なし

【太陽光発電設備】 立入検査実施件数 1 件

- 電気事業法等関係法令に係る手続き不備等に対する指摘（1 事業場）

主 な 指 摘 事 項	根拠条文等
「使用前自己確認」に係る実施体制に関する事項が定められていない。	施行規則第 50 条第 3 項第八号

以下の件については指摘なし

- 電気設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘
- 保安規程に違反する指摘
- 保安規程を変更する必要がある指摘

【送・変・配電設備】 立入検査実施件数 3 件

- 電気設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘（1 事業場）

主 な 指 摘 事 項	根拠条文等
・ 低圧架空電線が植物に接触している。	電技解釈第 7 9 条
・ 低圧架空引込線が植物に接触している。	電技解釈第 1 1 6 条第 7 項

以下の件については指摘なし

- 保安規程に違反する指摘
- 保安規程を変更する必要がある指摘
- 電気事業法等関係法令に係る手続き不備等に対する指摘

【需要設備】 立入検査実施件数 1 3 件

- 電気設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘（4 事業場）

主 な 指 摘 事 項	根拠条文等
チップコンベアの金属製の外箱に接地工事が施されていない	電技省令 1 0 条 電技解釈 2 9 条
電路の絶縁抵抗値が基準を満たしていない	電技省令 5 8 条 電技解釈 1 4 条
高圧屋内配線と他の屋内配線が接触している	電技省令 6 2 条 電技解釈 1 6 8 条

○ 保安規程に違反する指摘（9事業場）

主 な 指 摘 事 項
組織系統図の指揮命令系統及び連絡系統が実態と相違している
主任技術者の代務者が明確になっていない
保安に従事する者に対して保安教育・訓練を適切に実施していない
工事の実施にあたり工事計画を立案して所長等の承認を得ていない
工事の実施にあたり作業責任者を選任していない
工事完成した後、主任技術者が検査した記録がない
工事の実施にあたり作業心得を定めていない
法定事業者検査、使用前自己確認に係る実施体制及び記録の保存に関する規定がない
保守業務を行うにあたり年度計画を作成し所長等の承認を得ていない
電気設備点検基準が整備されていない
点検内容が規定されていない設備がある
巡視、点検及び測定が規定のとおり実施されていない
点検、測定頻度が遵守されていない
一部設備において巡視点検記録がない
点検結果、技術基準に適合していないにもかかわらず改修が行われていない
運転又は操作基準が適切に定められていない
災害対策要領が整備されていない
責任分界点が定められていない
事業場の構内図が実態と異なっている
記録の具体的な保存期間が定められていない
設備台帳が整備されていない
保安規程変更届出書の写しが保存されていない
ばい煙発生施設に係る工事計画届出書の写しが保存されていない

○ 電気事業法等関係法令に係る手続き不備等に対する指摘（2事業場）

主 な 指 摘 事 項	根拠条文等
主任技術者が選任されていない	電気事業法第43条
事故の発生を知った時から24時間以内に速報が行われていない	電気関係報告規則第3条第2項
低圧電路の絶縁監視装置の警報発生時に電氣管理技	電気事業法施行規則第53条

術者が警報発生の原因を調査し、適切な措置を講じていない	第3項
-----------------------------	-----